

ミシガン・オハイオ州の運転免許証の取得方法

(ご注意) 下記表は運転免許証関係当局のウェブサイト等を基に作成した参考情報です。実際の申請にあたっては、オフィスによって求める必要書類が下記表と違う場合もありますので、事前に最寄りのオフィス等に必要書類等について確認するようにしてください。

	ミシガン州	オハイオ州
取得可能年齢	満18歳以上(仮免許は16歳以上)	満16歳以上(仮免許は15歳6か月以上)
必要書類	<p>①氏名と生年月日を確認出来るもの(パスポート等)</p> <p>②ソーシャルセキュリティナンバー(SSN)を確認できる書類 ※SSN を取得出来ない場合は、ソーシャルセキュリティオフィスが30日以内に発行した申請却下通知書(Form L-676)を持参する。</p> <p>③米国滞在資格を証明できるもの(有効な査証の付いたパスポート等)</p> <p>④現住所を証明するもの(90日以内に発行された電気・ガスなどの公共料金請求書、銀行の残高証明書等)</p> <p>⑤(所持する場合)日本の免許証とその翻訳 日本の免許証とその翻訳を提示すると、学科試験合格後の30日間の仮免許期間が免除され、路上試験を即受験できることが可能な場合がある。なお、翻訳は州指定の翻訳業者作成のものでないと受け付けられない場合がある。 翻訳業者リスト: http://www.michigan.gov/documents/Translations_Resource_List_95124_7.pdf</p>	<p>下記事項を確認出来るもの</p> <p>①氏名</p> <p>②生年月日</p> <p>③米国滞在資格</p> <p>④ソーシャルセキュリティナンバー(SSN) ※SSN を取得出来ない場合は、申請時にBMV オフィスにある書類を提出する</p> <p>⑤住所</p> <p>注: 日本の運転免許証を保持している場合は、日本とオハイオ州の間の運転免許取得手続の簡素化により、学科試験、技能試験が免除となります。必要書類等の詳細を含め、下記連絡先(BMV)へ直接問い合わせてください。</p>
取得手続	最寄りの Secretary of State(SOS)オフィスに上記必要書類を持参し、手続完了後、視力検査と学科試験を受ける。	最寄りの Bureau of Motor Vehicles(BMV)オフィスに必要書類を持参し、手続完了後、視力検査と学科試験を受ける。
学科試験	ミシガン州発行の”What Every Driver Must	オハイオ州発行の”Digest of Ohio Motor

<p>学科試験</p>	<p>Know”と”Driving Skills Test Study Guide”より交通規則の問題が選択式で約40問、道路標識について約10問出題される。時間制限はなく、その場で合否が分かる。</p> <p>合格すると、その場で仮免許証(TIP)が発行され、最低30日の運転練習期間の後に路上試験が受けられる。日本の免許証とその翻訳文、以前にミシガン州の免許を持っていた場合など、仮免許期間なしで路上試験が受けられる場合もある。</p>	<p>Vehicles”から、交通規則や道路標識の問題が選択式で40問出題される。75パーセント以上の正解で合格となる。合格すると、仮免許証(TIPIC)が発行される。</p>
<p>路上試験</p>	<p>SOS 認定の路上試験団体(Driving Skills Testing Organization)で試験を受ける。試験に使用する車は自身で用意し、試験場までの運転は21歳以上の免許保持者が同行しなければならない。</p>	<p>Driver Exam Station に予約を入れた上で試験を受ける。試験に使用する車は自身で用意し、試験場までの運転は21歳以上の免許保持者が同行しなければならない。</p>
<p>免許の更新</p>	<p>更新は4年ごとに行い、有効期間満了の約45日前に通知が郵送される。住所変更等ない場合は郵送での更新も可能だが、8年に1回は直接 SOS オフィスで更新手続と視力検査を行う必要がある。</p>	<p>更新は4年または8年ごと。有効期間満了前に通知が郵送される。最寄りの Deputy Registrar License Agency で更新手続を行う。</p>
<p>他州からの切替</p>	<p>他州から転居した場合は30日以内に、ミシガン州の免許に切り替えることになっている。上記の必要書類を持って SOS オフィスで手続をする。視力検査を受けると仮免許証が発行される。正式な免許証は後日郵送される。</p>	<p>他州の免許証が有効、または失効後6か月未満の場合は、新規取得者と同じ必要書類を最寄りの Driver Exam Station に持参し、視力検査と学科試験を受けると即日発行される。他州の免許が失効後6か月以上経過している場合は、学科・路上試験とも受ける必要がある。</p>
<p>問合せ先</p>	<p>Michigan Department of State (888)767-6424 www.michigan.gov/sos</p>	<p>Ohio Bureau of Motor Vehicles (844)644-6268 https://www.bmv.ohio.gov/dl-gdl.aspx</p>